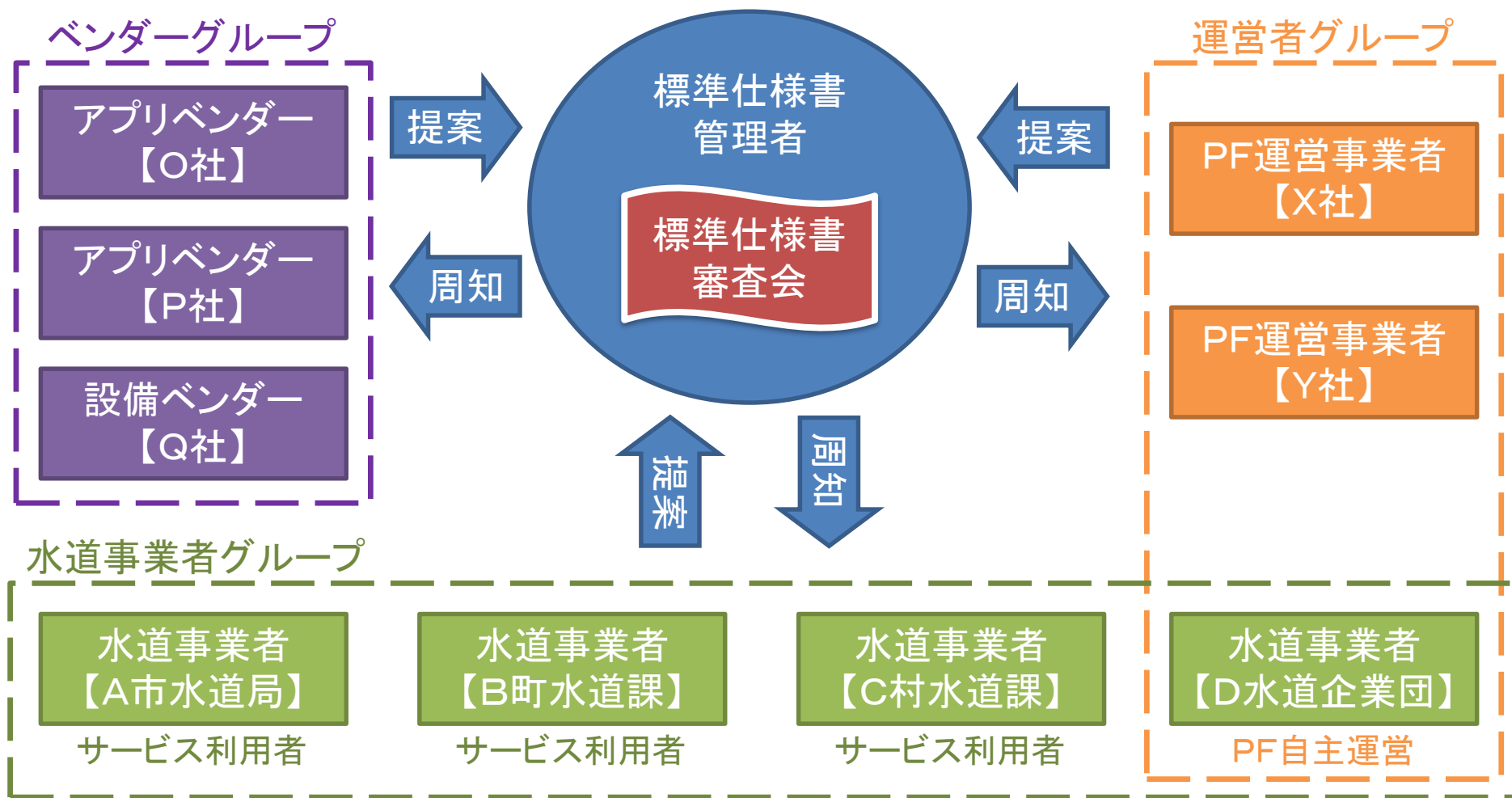


2020年度以降の標準仕様書の管理 について（管理計画書(案)）

公益財団法人水道技術研究センター
株式会社JECC

■ 標準仕様書の管理（前回委員会資料から抜粋）

■ 標準仕様書の見直し（2回／年程度）等を審議する審査会を開催する



■ 標準仕様書の管理体制の移行

(2019年度)

- 2019年度は、経済産業省補助事業で設置した委員会で暫定的に管理を実施
- 2020年度以降の管理業務の運用等を定めるため、委員会として「水道情報活用システム標準仕様書管理業務運用規程（参考資料D）」が作成された

(2020年度以降)

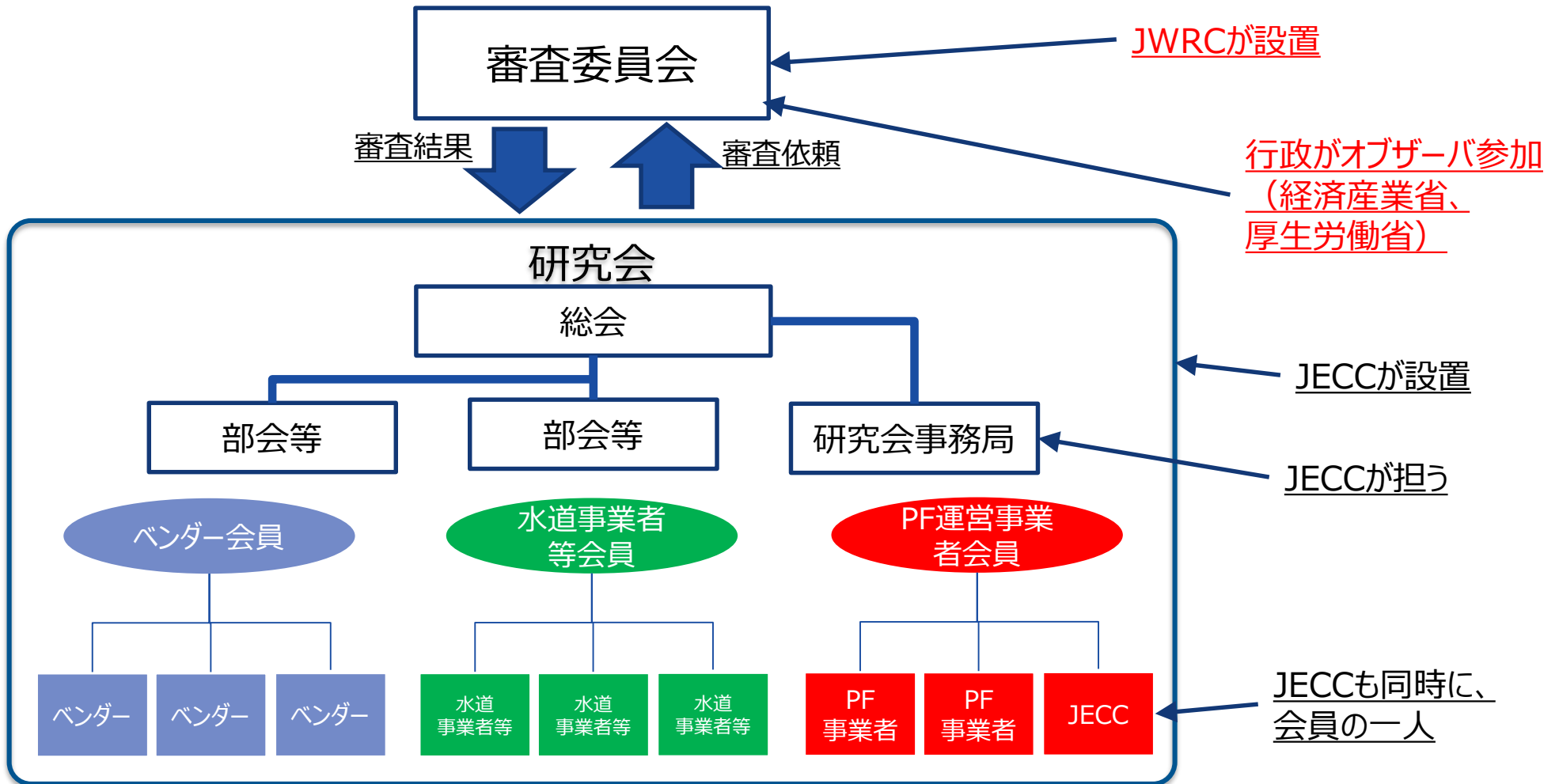
- 上述の「管理業務運用規程」の実施体制として、
 - 標準仕様の改訂要求内容等の審査を行う、水道情報活用システム標準仕様審査委員会（以下、「審査委員会」）を、JWRCに設置する。
 - 標準仕様書の保管・公表業務、審査委員会と連携しての改訂業務を行う、水道情報活用システム標準仕様研究会（以下、「研究会」）を、JECCに設置する。

(研究会は、会員制)

- 研究会は、水道事業に係るすべての水道事業者等、PF運営事業者、及びベンダーに対してオープンであるが、権限等の明確化のため会員制とする。
- 別途、会員規程については、今後の水道情報活用システムの普及状況等を勘案しつつ、**2020年度中に研究会が定める。**

■ 標準仕様書の管理体制（スキーム図）

- 審査委員会は、標準仕様書の改訂要求内容等の審査を行い、その結果を公表する。
- 研究会は、標準仕様書の保管・公表業務、及び審査委員会と連携しての改訂業務を行う。



■ 審査委員会

- 審査委員会は、通常審査委員会（9月、3月）及び臨時審査委員会の2種類を開催する。
- 審査委員会委員は、研究会会員リスト等を参考に、審査委員会が選出する（任期は1年、年度未改選）
- 但し、2020年度の委員については、JWRC及びJECC、行政との協議により選出予定
- 審査委員会の構成（案）
 - 有識者
 - 業界団体代表者
 - 水道事業者等代表者
 - ベンダー代表者
 - プラットフォーム運営事業者
 - （オブザーバ）経済産業省、厚生労働省
- 審査委員会の責務
 - 主要な課題と機会に関する方向性を決定する。
 - 変化する環境に対応して、審査委員会の継続的な役割を確認し、適合させる。
 - 作成されたすべての標準仕様が、一貫したシステムアーキテクチャに適合していることを確認する。
 - 研究会で作成されたすべての標準仕様を監視し、システムおよびアーキテクチャの原則に準拠していることを確認する。
 - 進化する技術への対応を計画的に進めることを確認する。
 - 研究会の運営を監視する。
 - 研究会の進捗を評価する。

■ 管理業務の全体概要

■ 管理業務では、提案者より提出される「改訂要望（CR）」に基づき、標準仕様書の改訂案について審査・承認を行い、標準仕様書の改訂版の発行、並びに、検討経緯を含む改訂履歴の管理を行う

■ (1) 標準仕様書の保管・公表業務

- ア) 標準仕様書原本（紙媒体、電子媒体）の保管、管理及び公表
- イ) 標準仕様書の内容に対する問い合わせ対応
- ウ) 標準仕様書サービス・製品の公表

■ (2) 標準仕様書の改訂業務

- ア) 標準仕様審査委員会の設置（※）
- イ) 標準仕様審査委員会の運営事務（会議の準備、開催等）（※）
- ウ) 標準仕様書の改訂要求の受付（※）
- エ) 標準仕様書の改訂要求内容等の審査（改訂案の審議、承認／却下の決議）（※）
- オ) 標準仕様書の改訂要求内容等の審査結果の公表（※）
- カ) 標準仕様書の改訂
- キ) 標準仕様書の改訂結果の公表

（※） JWRCが設置する審査委員会が担う

■ 管理業務の全体概要（補足） 標準仕様準拠サービス・製品の公表

- 標準仕様に準拠するサービス・製品について、そのサービス・製品のベンダーから申請があった場合はその概要情報（名称、問合せ先等）を公開する。
- 公開は、すべての水道事業者等、ベンダー、及びPF運営事業者等がアクセス可能な手段（研究会の標準仕様書公開用Webサイトを含む）で行う。
- ベンダーは当該サービス・製品が標準仕様に準拠していることを自己確認（※後述）の上、公表の申請を行う。
- 公開したサービス・製品について、水道事業者等より標準への準拠が適切に行われていない等の報告があった時は、当該ベンダーに事実確認の上、適切でないと判断された場合は公表を取り消す。

自己確認の方法

- サービス・製品が標準仕様に準拠していることの自己確認は、標準仕様に準拠している既存サービス（当面はJECC）との相互接続の確認をもって行うことを基本条件とする。
- （今後、複数のPF運営事業者によるサービス開始時は）その他、標準仕様に準拠していることを自己確認する方法の詳細は、別途、審査委員会及び研究会の定める方法に従う。

■ 研究会会員の権限（成果物の公開）

- 標準仕様書の最新版は、研究会会員・非会員を問わず、すべての水道事業関係者（水道事業者等、ベンダー、PF運営事業者等）に公開
- 但し、次期改定案及び研究会における検討経緯等については、研究会会員のみ公開

利用者区分 成果物の区分	研究会の会員		研究会の会員以外	
	標準仕様書 （最新版）	標準仕様書 （次期改訂 案及び検討 経緯）	標準仕様書 （最新版）	標準仕様書 （次期改訂 案及び検討 経緯）
(1)プラットフォームのサービスを全体明らかにする文書				
調達仕様書	○	○	○	—
リファレンスアーキテクチャ 仕様書	○	○	○	—
(2)プラットフォームの実現方法を明らかにする文書				
システム標準仕様書	○	○	○	—

■ 研究会会員の権限（成果物に対する改訂要求の提出等）

■ 標準仕様書への改訂要求は、研究会会員のみ可能

成果物の区分	改訂要求の提出 等の権限区分	研究会の会員		研究会の会員以外	
		改訂要求の 提出	研究会委員 としての審 議への参加	改訂要求の 提出	研究会委員 としての審 議への参加
(1)プラットフォームのサービスを全体明らかにする文書					
	調達仕様書	○	○	—	—
	リファレンスアーキテクチャ 仕様書	○	○	—	—
(2)プラットフォームの実現方法を明らかにする文書					
	システム標準仕様書	○	○	—	—

■ 研究会会員の権限（標準仕様準拠サービス・製品の公表）

■ 標準仕様準拠サービス・製品の公表は、研究会会員のみが対象

ベンダーの区分 サービス・製品の区分	研究会の会員	研究会の会員以外
(1) プラットフォームサービス	○	×
(2) アプリケーションサービス	○	×
(3) 機器	○	×